埋蔵文化財取り扱いフロー図

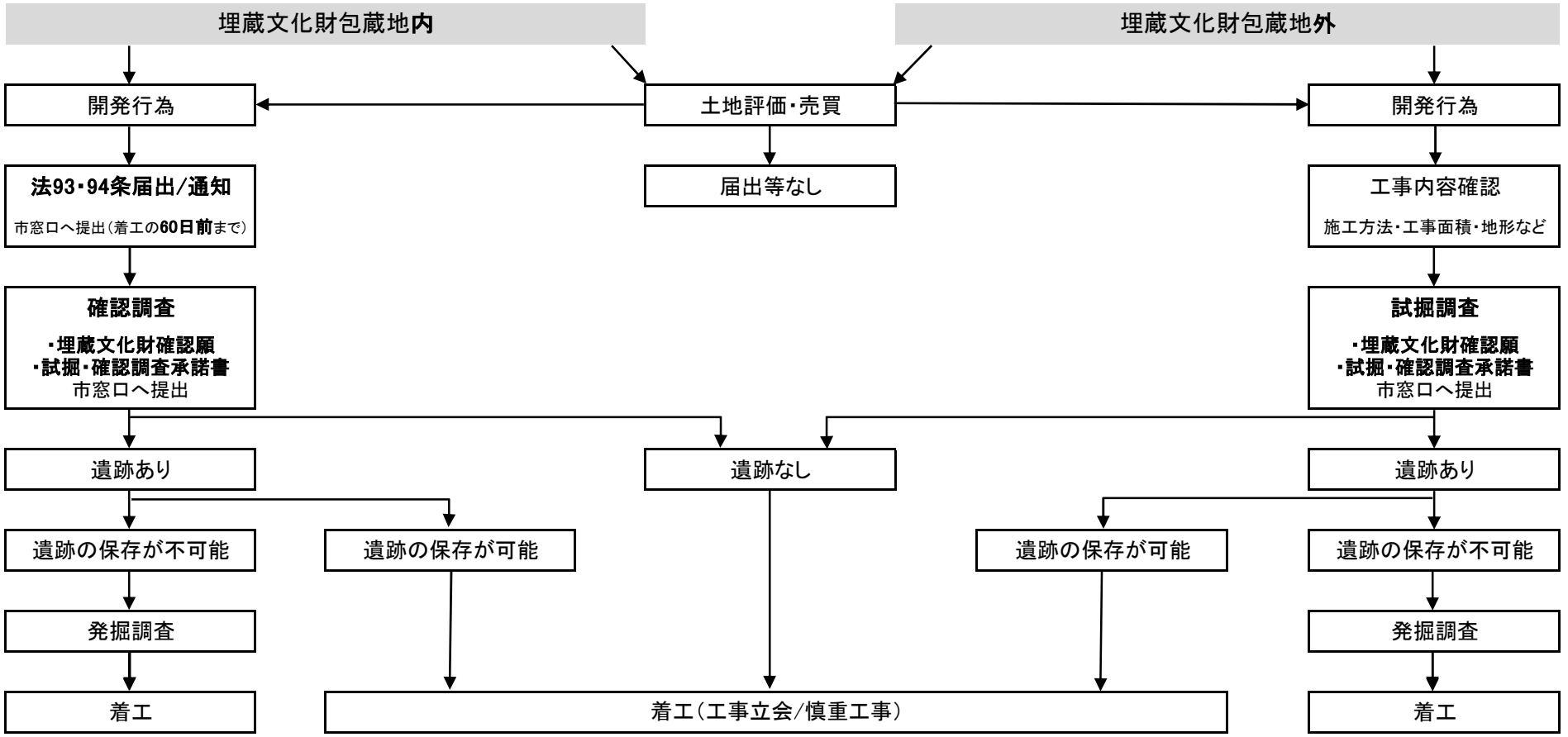

◆ここでいう「開発行為」とは、住宅建設、土木工事、太陽光発電設置など、土地を掘削・改変するすべての行為を指します。

◆「包蔵地内」では原則確認調査を行い、「包蔵地外・未調査地」でも開発内容や地形などによって試掘調査を行うことがあります。

◆埋蔵文化財は本来、地中に埋まった状態が「保存」であり、開発等によって破壊を免れない場合、記録保存目的の発掘調査（本調査）を行いますが、埋蔵文化財の破壊を回避する設計に変更可能な場合、本調査の対象から外れることになります。